

新型コロナウイルスに関する注意喚起(その 38):  
!!重要!!シドニー経由便は、本9日から検疫免除申請も必要となりました

令和2年5月9日  
在オークランド日本国総領事館

【ポイント】

・シドニー経由便で日本へ帰国される方は、これまでに当館よりご案内している

1:トランジットビザ申請

2:入国制限適用除外申請(ABF)

に加えて、新たに、

3:検疫免除申請(NSW州の手続き)

が必要になったとの情報が、本9日に入りました。

・シドニー経由便を予約された方で、まだ検疫免除申請をしていない方は、以下の要領で至急申請してください。

【本文】

1. 下記サイトの「Apply for an exemption」という文字をクリックすると、検疫免除申請フォームの画面が開きます。「次へ」をクリックして入力画面へ進んでください。

〈豪ニューサウスウェールズ州の検疫免除申請サイト〉

<https://www.health.nsw.gov.au/Infectious/covid-19/Pages/quarantine-exemptions.aspx>

2. 必要事項を入力し、最後に「送信」をクリックしてください。なお、家族等を同伴する場合は、各人につき1件の申請を行う必要があります。

3. 検疫免除が承認されれば、豪州当局からその旨のメールが届くとのことです。承認には数日かかる可能性もあるため、シドニー経由便で日本へ帰国される方は、早めに申請を行ってください。

4. シドニー経由のトランジットビザ申請及び入国制限適用除外申請(ABF)については、下記サイトをご参照ください。

[https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00027.html](https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00027.html)

\* 豪州ビザ、入国制限適用除外申請(ABF)及び検疫免除申請は、豪州政府又はNSW州政府の手続きであり、申請方法や記載内容については、当館が最終的な責任を持ってお答えすることはできませんので、この点予めご了承下さい。上記の内容は、現時点で在ニュージーランド日本国大使館が豪州政府等に問い合わせ確認したのですが、豪州側の事情による急な変更などもあり得ますので、常に最新の情報をネット及び航空会社から入手するようにしてください。

\* 当館 HP(日本語)には、過去に発出したお知らせを掲載していますほか、当館 HP(英語)にも関連情報を掲載していますのでご覧下さい。また、在ニュージーランド日本国大使館の新型コロナウイルス関連ページに、関連リンク等を掲載しています。最新情報については、大使館のフェイスブックも合わせてご確認ください。

<在オークランド日本国総領事館>

[https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html) (日本語)

[https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itpr\\_en/visa.html](https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itpr_en/visa.html) (英語)

<在ニュージーランド日本国大使館>

[https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/corona\\_vrs\\_j.html](https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona_vrs_j.html) (日本語)

[https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr\\_en/corona\\_vrs.html](https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr_en/corona_vrs.html) (英語)

<https://www.facebook.com/JICC.NZ> (フェイスブック)